

総合特区 特例措置(規制分野)「法改正、政令、省令等の改正等が見込まれる項目」

(1)措置済

特区=1 全国=2	「法」「政令」 「省令等」の別	整理番号	特区名	提案概要	法令等(各省確認後)	改正の概要	スケジュール	省庁	備考
2	政令	4102-2	奈良公園観光 地域活性化総 合特区	文化財保護法第125条の史跡 名勝天然記念物に係る現状変 更許可の権限委譲による事務の 迅速化 (文化財保護法施行令第5条第 4項第1号イ～リの規定の軽微 な行為の追加)	文化財保護法第125条 (史跡名勝天然記念物の 現状変更許可) ・文化財保護法施行令第 5条第4項	史跡名勝天然記念物に係る現状変更許可について、 ①都道府県又は市に移譲している権限の範囲を拡大 する。 ②市の区域内に存する国指定の史跡名勝天然記念物 のうち、都道府県が管理団体であり、かつ、当該都道 府県の教育委員会が管理のための計画を定めている ものに係る現状変更等について、地方に移譲されて いる範囲において都道府県の教育委員会が許可する ことができることとする。 上記①②に係る提案自治体の提案は、国と地方の協 議の結果、提案自治体に限らず全国的な措置として対 応することが望ましいと結論づけられたため、全国で実 施することとした。	平成27年12月改正 平成28年4月施行	文部科学 省(文化 庁)	